

令和元年第7回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和元年7月22日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 令和元年7月22日 午前 9時 30分 議長 舟根 功 閉会 令和元年7月22日 午前 11時 9分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	欠席	10	林 花美	欠席
	4	片岡 照光	欠席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	欠席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	欠席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	大坪 省三			村田 牧子		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	北嶋 佑太
議事日程	報告第1号 会長の動向について 報告第2号 あっせん報告について 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について（議事参与制限） 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について（議事参与制限） 議案第4号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、温水委員・片岡委員・池田委員・張間委員・林委員から欠席の連絡が入っております。

在任委員 13 名、出席委員 8 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 7 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 1 番大坪委員、2 番村田委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、特に報告事項はありません。

日程第 3. 報告第 2 号. あっせん報告について上程いたします。第 6 回総会であっせんすることに決定していた件について井上委員より報告願います。

井上委員 令和元年 6 月 28 日開催の第 6 回農業委員会総会であっせんすることに決定していた、●●●●さんから申し出のあった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を 4 名として、7 月 11 日にあっせんを行ったところ ●●●●さん分については、農地面積 33,885 m²で 240 万円、●●●●さん分については農地面積 21 m²で 1,000 円、●●●●さん分については農地面積 45 m²で、2,200 円、●●●●分については、農地面積 44,645 m²、220 万円で調整がつきましたので報告いたします。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。無いようですのであっせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、本報告を了承いたします。

議長 日程第4．議案第1号．農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、先ほどあつせん報告のあつた●●●●さんから●●●●さん、●●●●さんへの売買につき農用地利用集積計画により成立させるものであります。場所については、4ページの図面中、①が●●●●さん分、②が●●●●さん分となっております。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

議長 日程第5．議案第2号．農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なおなお本件は●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件についても、先ほどあつせん報告のあつた●●●●さんから●●●●さんへの売買につき農用地利用集積計画により成立させるものであります。場所については、4ページの図面中③の1筆であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第6．議案第3号．農用地利用集積計画の決定について議題
といたします。なお本件は●●●●委員に関する案件ですので退席
願
い
ます。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件についても、先ほどあっせん報告のあった●●●●さんから●●●●さんへの売買につき農用地利用集積計画により成立させるものであります。場所については、4ページの図面中④の部分になります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第7．議案第4号現況証明願いの2件について議題と
いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、現況証明願いであります。その1は、●●●●さんから地目を変更したいということで申出がありました。場所については14ページの図面を参照してください。

その2は、●●●●町の●●●●さんからの現況証明願いでありますが、当該地については、平成12年に現況証明願いがありましたが証明ができませんでした。以後19年経過しておりトータルで40年以上利用されていない土地でという状況で、今回改めて証明願いがあったものであります。場所については16ページの図面を参照してください。

議長 この件に関して質疑ございませんか。

日野委員 その2について、40年耕作されていない土地とのことだが、今回証明するにあたって、もう少し詳しい内容を教えて欲しい。

局長 土地状況ですが、農地としての利用、整備は40年以上なされておらず、平成27年に農地として活用する話があったものの現況を確認してから難しいと判断し取り止めた経緯があります。以降活用の話は出ておらず、農業委員会としても農地としての活用は難しいと判断しました。申請者は親族への土地の譲渡を考えており、公簿地目が畑である事は望ましくないため、地目変更にあたり現況証明の発行を求めている現状です。

大坪委員 1回目の現況証明の申請は40年前になるのですか。

局長 現況証明を申請したのは平成12年が1回目です。農地利用がなされていないのはそれ以前からであり、農地利用されていない期間が概ね40年以上になります。

議長 本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。それでは現地確認のため休憩いたします。

(休憩)

休憩を解き会議に戻します。
議案第4号. 現況証明願いについて審議します。
この件について意見を求めます。

村田委員 ただ今農業委員で現地を確認した所、2件とも問題は見られ
なかったため証明を発給して良いと思います。

議長 ただ今の意見は、証明書を発給してよろしいとの意見です
が、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は願出どおり証明書を発給す
ることに決定いたしました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第7回農業
委員会総会を終了いたします。